

平成 26 年度

「かめおか元気企業支援助成金」の募集！

かめおか元気企業支援助成金の対象事業を募集します。（第 1 次募集）

募集期間 4月1日（火）～5月30日（金）

※助成対象事業の決定は7月上旬予定です

応募状況により、第2次募集を行います（8月に予定）で



○新製品・新技術開発事業

【対 象 者】 亀岡市内に事業所等を有する
中小企業者

【対象事業】 新製品・新技術の開発や研究
（試作品開発を含む）を行う
事業

【対象経費】 原材料費、外注加工費、委託
費及び謝金（外注加工費及び
委託費の占める割合は、対象
経費の1／2以内）

【助 成 額】 助成対象経費の2／3以内
限度額：単独開発 100万円
共同開発 150万円



亀岡市では、新製品・新
技術の開発や販路開拓、職
場内の活性化等の研究に、
意欲的に取り組む中小事業
者を支援するため、「かめ
おか元気企業支援助成金制
度」を創設しました。

○販路開拓事業

【対 象 者】 亀岡市内に事業所等を有する
中小企業者

【対象事業】 展示会等へ出店する事業

【対象経費】 出展料、会場装飾料、運送料
及び広告宣伝費（人件費、旅
費、宿泊料は対象外）

【助 成 額】 助成対象経費の2／3以内
限度額：国内会場30万円
海外会場50万円

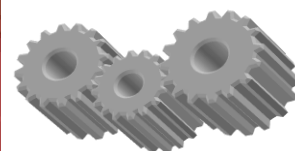
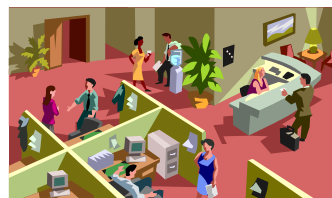
○企業内グループ活動事業

【対 象 者】 亀岡市内に事業所等を有する中
小企業者

【対象事業】 企業の職場内の問題解決や活性
化等を研究する企業内のグル
ープ活動事業

【対象経費】 グループ活動に直接要する経費

【助 成 額】 定額：2万円



○対象事業者



本制度は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業者が対象となります。

- (1) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者で構成される任意のグループ
- (3) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者が参加する農商工観連携に取り組むグループ

※中小企業者とは「中小企業基本法」第2条第1項に規定する会社及び個人で、①資本金基準、②従業員基準のいずれか一方の基準を満たす事業者です。

主たる事業として 営んでいる業種	①資本金基準 (資本金の額または出資総額)	②従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業・その他(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※注1：常時使用する従業員には事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※注2：役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員が実質的に関与している等の事業者は除きます。

○申請及び受付方法

申請は、次の書類を会議所に提出してください。申請内容を審査し、適正であると認めたときは受付を行います。また、助成金の交付を決定したときは、会議所より文書にて申請者へ通知を行います。



□申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・市税完納証明書

※交付申請書の様式は、亀岡商工会議所の窓口にて配布します。

○お問い合わせ先



亀岡商工会議所 (京都府亀岡市余部町宝久保1-1)

電話：0771-22-0053、FAX：0771-25-1200

Email：info@kameokacci.or.jp